第五条中「組合と」を「「組合」と」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「なした」を「行つた」に改め、「配当」の下に「（第七条第三項において「事業利用分量配当」という。）」を加え、同条を第五条とする。

第七条中「在る」を「ある」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない」を「とする」に改め、同条に次の二項を加える。

組合は、その事業を行うに当たつては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

組合は、農畜産物の販売その他の事業において、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもつて、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない。

第八条を第七条とする。

第九条中「この条、第十一条の四十九第一項第五号、第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四において」を削り、同条を第八条とし、第二章第一節中同条の次に次の一条を加える。

第九条　組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十条第一項第一号中「第十一条の三十一第三項」を「第十一条の五十第三項」に改め、同項第八号中「貯蔵」を「保管」に改め、同条第三項第一号中「第十一条の三十一第一項第一号」を「第十一条の五十第一項第一号」に改め、同条第六項第八号中「第十一条の六の二」を「第十一条の十二」に改める。

第十条の二第一項中「前条第一項第三号」を「第十条第一項第三号」に改め、「（第十三条の二第二項の回転出資金を除く。次項において同じ。）」を削り、同条を第十条の三とする。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二　組合は、前条の事業を行うに当たつては、組合員に対しその利用を強制してはならない。

第十一条の二第二項中「前項に規定する」を「前項第二号の」に、「第二節の三」を「第四節」に改める。

第二章の二の章名及び同章第一節から第四節までの節名、第三章及び第四章並びに第四章の二から第五章までの章名を削る。

第七十二条の十八の十四を第七十二条の四十八とする。

第七十二条の十八の十三中「第七十二条の十八の三」を「第七十二条の三十七」に改め、同条を第七十二条の四十七とし、第七十二条の十八の十二を第七十二条の四十六とし、第七十二条の十八の十一を第七十二条の四十五とし、第七十二条の十八の十を第七十二条の四十四とし、第七十二条の十八の九を第七十二条の四十三とし、第七十二条の十八の八を第七十二条の四十二とし、第七十二条の十八の七を第七十二条の四十一とし、第七十二条の十八の六を第七十二条の四十とし、第七十二条の十八の五を第七十二条の三十九とし、第七十二条の十八の四を第七十二条の三十八とし、第七十二条の十八の三を第七十二条の三十七とし、第七十二条の十八の二を第七十二条の三十六とする。

第七十二条の十八第一項中「第七十二条の十四」を「第七十二条の三十」に改め、同条第二項中「第七十二条の十二第四項」を「第七十二条の十七第四項」に改め、同条を第七十二条の三十五とし、第七十二条の十七を第七十二条の三十四とし、第七十二条の十六の二を第七十二条の三十三とする。

第七十二条の十六第三項中「第七十二条の十二第四項」を「第七十二条の十七第四項」に改め、同条を第七十二条の三十二とする。

第七十二条の十五第一項中「うめ」を「埋め」に改め、同条を第七十二条の三十一とする。

第七十二条の十四中「議決」を「決議」に改め、同条を第七十二条の二十九とする。

第七十二条の十三第一項中「議決」を「決議」に改め、同条を第七十二条の二十八とし、第七十二条の十二第二項中「議決」を「決議」に改め、同条を第七十二条の二十七とし、第七十二条の十二の十一を第七十二条の二十七とし、第七十二条の十二の十を第七十二条の二十六とする。

第七十二条の十二の九第二項中「第七十二条の十三」を「第七十二条の二十九第一項第三号」に改め、同条を第七十二条の二十五とし、第七十二条の十二の八を第七十二条の二十四とし、第七十二条の十二の七を第七十二条の二十三とし、第七十二条の十二の六を第七十二条の二十二とし、第七十二条の十二の五を第七十二条の二十一とし、第七十二条の十二の四を第七十二条の二十とする。

第七十二条の十二の三中「すべて」を「全て」に改め、同条を第七十二条の十九とし、第七十二条の十二の二を第七十二条の十八とする。

第七十二条の十二第四項中「第七十二条の十第一項第一号」を「第七十二条の十三第一項第一号」に、「第七十二条の十七第一項」を「第七十二条の三十四第一項」に改め、同条を第七十二条の十七とし、第七十二条の十一を第七十二条の十六とする。

第七十二条の十の三中「議決を」を「決議を」に改め、同条を第七十二条の十五とし、第七十二条の十の二を第七十二条の十四とし、第七十二条の十を第七十二条の十三とする。

第七十二条の九中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改め、同条を第七十二条の十二とし、同条の次に次の節名を付する。

第三節　組合員、管理、設立、解散、合併及び清算

第七十二条の八の二を第七十二条の十一とする。

第七十二条の八第二項中「非出資農事組合法人」を「「非出資農事組合法人」」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第七十二条の十とし、第七十二条の七を第七十二条の八とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。

第七十二条の九　第九条の規定は、農事組合法人について準用する。

第二節　事業

第七十二条の六中「なした」を「行つた」に改め、同条を第七十二条の七とし、第七十二条の五を第七十二条の六とし、第七十二条の四を第七十二条の五とし、第七十二条の三を第七十二条の四とする。

第二章第六節の節名中「解散」の下に「、合併、新設分割」を加える。

第六十四条第一項第一号中「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「解散の議決」を「第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の解散の決議」に改め、同条第三項中「場合には、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては」を「認可については、」に改め、「、その他の組合にあつては同項、第六十条及び第六十一条の規定を」を削り、同項の次に次の一項を加える。

組合（第二項の組合を除く。次条第一項及び第六十四条の三において同じ。）は、第一項第一号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

第六十四条の次に次の二条を加える。

第六十四条の二　休眠組合（組合であつて、当該組合に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したものをいう。以下この条において同じ。）は、行政庁が当該休眠組合に対し二月以内に農林水産省令で定めるところにより行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠組合に関する登記がされたときは、この限りでない。

行政庁は、前項の規定による公告をした場合には、当該休眠組合に対し、その旨の通知を発しなければならない。

第六十四条の三　組合は、第六十四条第一項第一号又は第四号に掲げる事由により解散した場合（前条第一項の規定により解散したものとみなされた場合を含む。）には、その清算が結了するまで（前条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあつては、解散したものとみなされた後三年以内に限る。）、総会の決議によつて、組合を継続することができる。